

事業主の皆様へ

口座登録の取扱いが変わりました

雇用関係助成金の支払先口座は、これまで助成金ごとに登録することが可能でした。

そのため、複数の助成金を申請される場合は、助成金別に異なる口座を指定し、登録いただくことも可能でしたが、平成 29 年 8 月からは助成金の支払処理が労働局から厚生労働省に一元化されたことに伴い、支払先口座の登録は、各事業所一つのみとなりました。

つきましては、8 月以降は、助成金別に複数の支払先口座を登録する取扱いはできなくなりましたので、ご了承くださいませよう、よろしく願いいたします。

なお、現在申請中の助成金が複数あり、助成金別に異なる口座を指定し、登録いただいている場合は、**原則として、8 月以降最初に支給決定した助成金の支払先口座が、以後すべての助成金の支払先口座として適用されます。**

- * 以下の場合を除き、8 月以降「支払方法・受取人住所届」を提出いただく必要はありません。
 - ・登録済の口座（8 月以降最初に支給決定した口座を含みます）の変更を希望される場合
 - ・口座名義又は受取人住所を変更された場合
 - ・初めて助成金の支給申請書を提出される場合
- * 口座の登録は、雇用保険適用事業所単位になります。

これまで

A 助成金 → A 口座
B 助成金 → B 口座
助成金別に口座の指定が可能



平成 29 年 8 月以降

A 助成金・B 助成金とも
に A 口座 または B 口座
いずれか 1 つ

8 月以降最初に支給決定した口座

【お問合せ先】

熊本労働局職業安定部職業対策課

〒860-8514 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 A 棟 9 階

TEL : 096-211-1704 FAX : 096-211-1732